破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１７号
北海道滝川市本町４丁目１番16号
債務者　正岡　晴江
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
　　札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第５号
北海道北見市山下町４丁目５番18号　佐伯ＭＳ１号
債務者　牧野　梅子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
　　釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第１７号
北海道紋別郡湧別町開盛3036番地の11　開盛団地Ｂ－２
債務者　伊藤絵梨香
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
　　釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第２０号
北海道北見市上ところ358番地58
債務者　佐藤　征子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
　　釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第４７号
千葉県八千代市八千代台北15丁目２番５号
債務者　菅野　春子
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４８号
千葉県八千代市八千代台北15丁目２番５号
債務者　菅野　　解
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７１号
千葉市若葉区貝塚町192番地４市営住宅貝塚第２団地１棟410号
債務者　大和田久子
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７６号
千葉県八千代市米本1359番地　米本団地４街区29棟107号
債務者　大塚　良一
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係